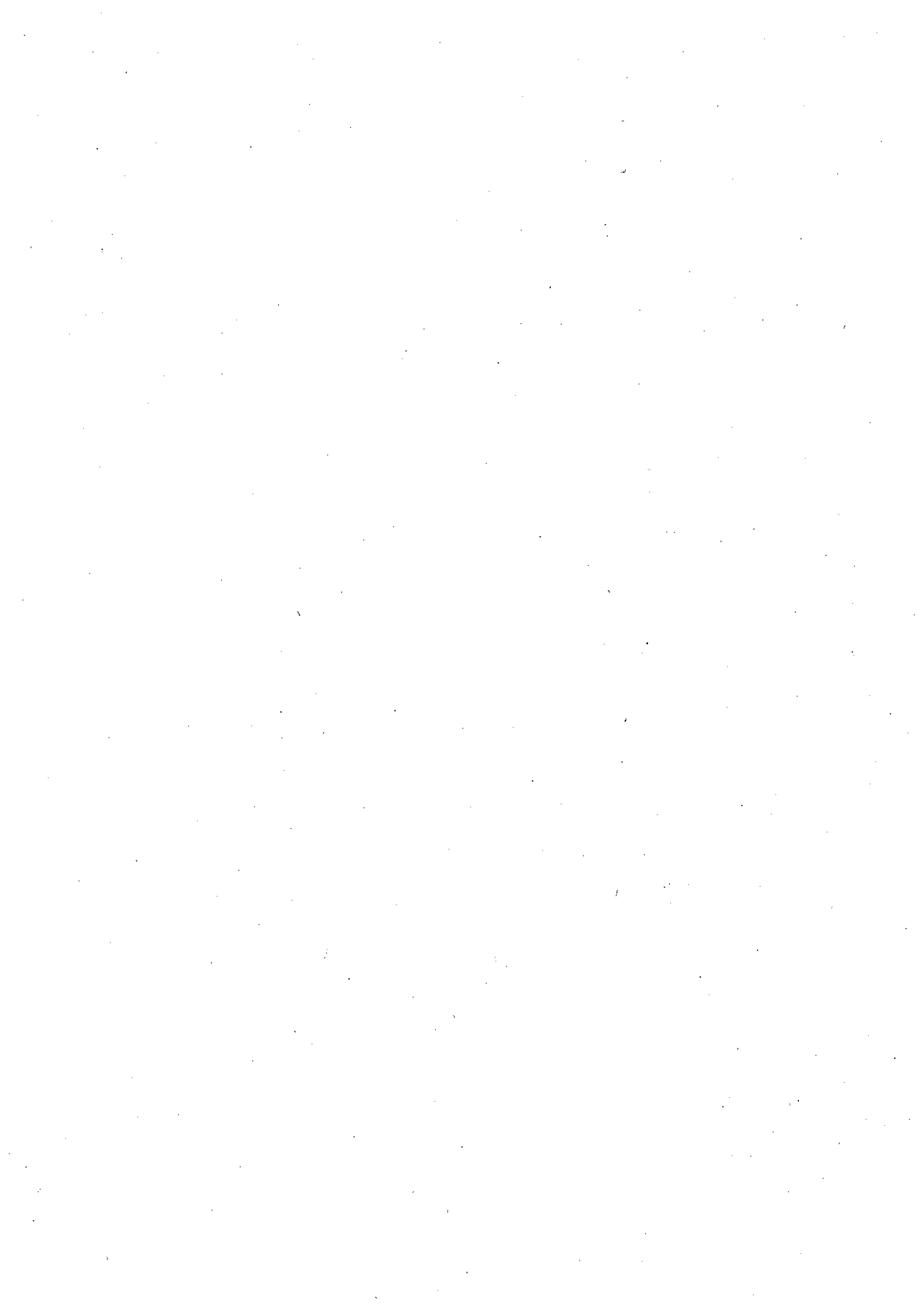


総務教育常任委員会資料

(平成27年8月21日)

【項目】	ページ
1 鳥取県の「教育に関する大綱」の策定について 【とっとり元気戦略課】・・・	1
2 全国知事会議の概要について 【広域連携課】・・・	2
3 「第59回関西広域連合委員会」、「関西経済連合会との意見交換会」及び 「市町村との意見交換会」について 【広域連携課】・・・	31
4 地方創生総合戦略策定に向けたとっとり創生若者円卓会議からの提言書の 提出について 【県民課】・・・	33
5 西部CCRC検討会の立ち上げについて【とっとり暮らし支援課】 ・・・	34
6 「鳥取県IJUターンBIG相談会in大阪」の開催結果について 【とっとり暮らし支援課】・・・	35
7 「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議の開催結果について 【とっとり暮らし支援課】・・・	36
8 「輝く女性活躍加速化とっとり会議」及び発足1周年記念フォーラムの 開催について 【男女共同参画推進課】・・・	38

元気づくり総本部



鳥取県の「教育に関する大綱」の策定について

平成27年8月21日
とっとり元気戦略課
教 育 総 務 課

知事と教育委員会が連携して本県の教育行政の推進を図るため、民間有識者委員を交えた「総合教育会議」の場での議論を踏まえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項で定める「教育に関する大綱」を策定しました。

1 名 称 鳥取県の「教育に関する大綱」

2 策 定 日 平成27年7月30日

3 構成・計画期間

鳥取県の「教育に関する大綱」は、これまでの「教育振興協約」を継承していく認識のもと、「鳥取県教育振興基本計画」を基本として、平成27年度から平成30年度までの本県教育の中期的な取組方針を第1編に定め、毎年度の重点的な取組施策及び目標指標を第2編において定めた。 ※第2編は毎年度改訂する。

4 主なポイント

- ・主体的・協働的に学ぶアクティブラーニング型授業の実践や、グローバル化に対応した英語教育の推進など、子どもたちの学びの質の向上に取り組む。
- ・ふるさと教育の推進や、起業・創業など夢の実現に向け学ぶ意欲を高める教育の推進など、地方創生を見据えた取組を定めるとともに、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴う主権者教育の推進についても、いち早く定めた。
- ・いじめ、不登校対策の充実のほか、子どもの貧困対策の推進など、安全、安心に学べる教育環境づくりについても定めた。
- ・特別支援教育については、医療的ケア実施体制強化による安全の確保を含め、一人ひとりのニーズに応じた教育の充実について定めた。

<参考>地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2～4 (略)

全国知事会議の概要について

平成27年8月21日
広域連携課

平成27年7月28日(火)及び29日(水)に開催された全国知事会議の概要は、次のとおりです。

1 日時・場所

平成27年7月28日(火)及び29日(水) ホテルグランヴィア岡山(岡山県岡山市)

2 出席者

平井鳥取県知事ほか各都道府県知事(知事本人出席:28日(火)40名、29日(水)34名)

3 概要

この度の全国知事会議は、石破地方創生担当大臣を招いて意見交換を行うなど、地方創生をメインテーマとして開催され、「地方創生から日本創成へ」を目指し、国と地方が力をあわせて難関に立ち向かっていくことを明らかにした「地方創生宣言」をとりまとめた。

あわせて、国に対して子育て負担の大胆な軽減等を求める少子化対策の抜本強化に向けた提言をとりまとめた。

また、地方税財政に関しては、安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や地方創生に係る新型交付金の創設等について、地方分権改革に関しては、「提案募集方式」の改善や残された最重要課題である「ハローワークの地方移管」の実現等について、国に対応を求める提言をとりまとめた。

TPPに関しては、協定交渉が最終局面に入っており、多くの知事から緊急要請を求める意見があったことを踏まえ、緊急要請を行うこととした。

また、文化・スポーツの振興に関して、遠藤オリンピック・パラリンピック担当大臣を招いて意見交換を行うとともに、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、障がい者の芸術文化の振興、障がい者スポーツの推進などを求める提言をとりまとめた。

加えて、参議院選挙制度改革において合区を含む改正公職選挙法が成立したことを受け、多くの知事から新たな不公平が生じることになるといった合区に対する懸念が噴出したことから、今後、総合戦略・政権評価特別委員会内に有識者による研究会を設置し、今年度中に対応方針を検討することとなった。

4 意見交換の主な内容

(1) 地方創生について

石破地方創生担当大臣を迎え、地方創生について活発に意見交換を行った。人口減少と東京一極集中により、地方は消滅の危機に、東京圏は急速な高齢化に直面しており、我が国を衰退へと導きかねないとの認識のもと、移住・定住、政府関係機関の地方移転、少子化対策の抜本強化などの施策に国と地方が車の両輪となって全力で取り組むことによって、地方創生を成し遂げ、もって日本創成を実現していくとする「地方創生宣言」をとりまとめた。あわせて、宣言に則り、地方がとるべき行動を列挙した「地方創生行動リスト」を公表した。

また、地方創生の実現には国の主体的な行動が不可欠であることから、国に対して求めるべき、以下の9項目を内容とする緊急要請をとりまとめた。

- ①地方への移住定住政策の加速
- ②国家戦略としての政府関係機関の地方移転
- ③地域経済の再生と雇用創出の強力な推進
- ④人材育成と若者の就労支援の強化
- ⑤地域資源の国内外への発信
- ⑥少子化対策の抜本強化
- ⑦多極型国土の形成
- ⑧地方分権改革のさらなる推進
- ⑨地方創生に必要な財源の確保と税制措置

(2) 少子化対策について

少子化により国家的な危機に陥るか否かの重大な岐路に立たされており、将来にわたり我が国の活力を維持していくためにも、国全体の出生率の引き上げ等を目指して、少子化対策の抜本強化を図ることが急務であるとの認識のもと、結婚を希望するより多くの人々が望みを叶え、希望する時期に安心して出産し子育てができ、より多くの若者が子育て環境が充実している地方で家庭を築き、世代間を超えて子育てを支え合う社会を目指すため、以下の重点施策を盛り込んだ提言をとりまとめた。

- ①地域少子化対策強化交付金の恒久化と弾力的な運用
- ②子育ての負担の大胆な軽減（段階的な幼児教育・保育の無償化、教育費の負担軽減、税制・年金制度等を通じた負担軽減、子どもの医療費助成制度の創設、国民健康保険制度に係る子どもの医療費軽減に伴う国庫負担金の減額調整措置の廃止、子育てを阻んでいる雇用環境と職場環境の改善など）
- ③子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上
- ④子どもの貧困対策の抜本強化

(3) 地方税財源の確保・充実について

地方歳出の大半は法令等で義務付けられた経費であり、社会保障関係費の増嵩分を地方の給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収することは限界であることを踏まえ、社会保障関係費の増嵩や地方創生の取組に必要な一般財源総額を確保すべきであること、地方交付税に地方の歳出効率化を反映するため財政力や行政コストの差を一律に比較し反映することは適切でないこと、歳出特別枠を実質的に確保し、地方交付税総額を確保することなどを盛り込んだ提言をとりまとめた。

あわせて、地方創生に関連して「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）の拡充や地方創生先行型交付金（1,700億円）を大幅に上回る規模の新型交付金を創設すること、地方消費税率の引上げによる地方税源の充実に併せた税源の偏在是正を実施すること、車体課税の抜本的な見直しにあたっては安定的な代替税財源を確保すべきであること、地球温暖化対策のための税財源を確保すべきであることなどについても提言の中に盛り込まれた。

また、地方税財源に関連して、地域医療介護総合確保基金について国から各都道府県に対する内示額が要望額と大幅に乖離していたことや、医療提供体制推進事業費補助金がドクターヘリについては満額交付されたものの、そのしわよせで他の事業の交付額が減額されたため広域救急医療の実施に支障を来していることから、国に対して必要な財源確保を求める緊急要望をとりまとめた。

(4) 地方分権改革の推進について

当面の地方分権改革の推進について、2年目を迎えた「提案募集方式」について地方からの提案の実現に向けた後押しを求めるとともに、提案募集の対象の拡大など「提案募集方式」の見直しを求める提言をとりまとめた。

あわせて、残された地方分権改革の最重要課題であるハローワークの地方移管に加え、中小企業・農林水産業支援関連の空飛ぶ補助金の見直し、地域交通に係る権限移譲、義務付け・枠付けのさらなる見直し、国と地方の協議の場の積極活用などについても提言に盛り込まれた。

(5) 地域経済の再生について

日本経済は明るさを取り戻しつつあるものの、地域経済には依然として原材料価格の高止まりや電気料金再値上げ等による中小企業への影響、人手不足等といった課題があることから、アベノミクス効果を地方にまで行き渡らせ、地域経済を再生するための施策として、地域経済を牽引する観光関連産業の振興、対日直接投資の推進強化、地方における良質で安定的な雇用の創出や人づくりの推進、中小企業・小規模事業者の振興、農林水産業の振興を求める提言をとりまとめた。

あわせて、TPP交渉は参加国全体の閣僚会合が開催され、大筋合意間近との報道があるなど重要な局面を迎えていたことから、交渉に当たり衆参両院決議を遵守し、毅然とした態度を貫き、国民への十分な情報提供と説明を行うとともに、農林水産業の再生・強化に向けた施策を講ずることなどを国に求める緊急要請をとりまとめた。

(6) 文化・スポーツの振興について

東京オリンピック・パラリンピックを契機にスポーツ振興体制の強化と文化の祭典としての文化プログラムの検討が行われており、文化・スポーツの振興が青少年の育成や国民の健康増進、交流人口の拡大と地域の活性化に資することを踏まえ、地方の基盤施設の整備や既存施設の更新・機能向上に対する支援、文化プログラムの早期策定、日本が誇る「木の文化」のアピール、訪日外国人旅行者に対する優遇措置、障がい者芸術文化の振興、障がい者スポーツの推進などを求める提言をとりまとめた。

(7) 女性も男性も共に働き、共に育み、支え合う社会づくりについて

日本の活力維持向上のためには、労働生産性の向上と多様な人材の社会参画、特に女性の活躍が不可欠であること、出産・子育てと仕事の両立のため、働きやすい環境の整備が必要であること、男性も女性も介護と仕事を両立できる環境整備が必要であること、非正規雇用から正規雇用への転換とひとり親に対する自立支援が必要であることを踏まえ、男性中心型労働慣行の変革と働きやすい環境の整備、女性の活躍促進、貧困等困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備、「女性活躍応援基金」の創設などを求める提言をとりまとめた。

(8) 東日本大震災からの早期復興について

震災からの復興には長期間を要し、被災地方公共団体が行うべき事業は依然として膨大であることを踏まえ、原発事故の早期収束、復興への財政支援の継続、復興交付金や繰越手続の簡素化、被災地方公共団体に対する人的支援の強化、住宅再建・復興まちづくりの支援強化、鉄道復旧・道路整備の促進、産業の復興、雇用対策の促進、避難者・被災者等に対する総合的な支援の強化、東日本大震災の風化防止などの緊急課題について国への提言をとりまとめた。

(9) 防災・減災対策の推進について

近年の異常気象に伴う土砂災害など国全体の災害リスクが高まってきているにもかかわらず、骨太方針においては国土強靱化の取組の重点化・優先順位付け、重点的・効率的な推進を図るとされたことを踏まえ、社会資本整備予算の安定的・継続的な確保、緊急防災・減災事業債の恒久化など起債制度の拡充を求める提言をとりまとめた。

あわせて、防災基本計画の見直しにおいて原子力災害時の防護対策を判断するための予測的手法の活用が削除されたことを踏まえ、避難ルート等の検討や準備にあたりSPEEDI等の何らかの予測手法を活用する仕組みの構築を国に求めることについても提言に盛り込まれた。

(10) 原子力発電所の安全対策及び防災対策について

福島第一原子力発電所事故から4年余りが経過したが依然周辺住民が避難生活を余儀なくされていることや原子力施設の安全確保が何よりも重要な課題であることを踏まえ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る対策や原子力施設の安全対策並びに原子力防災対策など国が責任を持って早急に取り組むべき事項について提言をとりまとめた。

(11) 総合戦略・政権評価特別委員会の活動方針について

総合戦略・政権評価特別委員会において、現在知事会で議論されていないテーマについて企画・検討を行うこととし、「憲法と地方自治」について今後有識者による研究会を設置して検討することとなった。

あわせて、来年夏の参議院選挙に向け、「日本創成十箇条(仮称)」をとりまとめ、各政党への要請活動及び公約評価を実施していくことが了承された。

また、7月24日に参議院選挙制度改革において合区を含む改正公職選挙法が参議院で可決したことを受け、総合戦略・政権評価特別委員会において同日、地方の声が国政に届かなくなることを懸念する緊急アピールを行ったことが報告された。このことに関しては、多くの知事から懸念が表明されたことを踏まえ、今度設置される憲法に関する研究会において、公職選挙法の改正や憲法解釈による対応、参議院を憲法上どう位置付けるかも含めて、知事会としての対応案を年度末までにとりまとめることとなった。

<各県知事からの主な意見>

- ・都道府県が存在する限り県単位で代表を選ぶ仕組みを残すことが必要であり、合区された県とされない県との間で新たな不公平が生ずる。(溝口島根県知事)
- ・人口だけに依存するとますます都市と地方の問題が生じ、地方は無力感になる。定数の問題は、憲法の議論として長期的にやっていく必要もあるが、公選法改正も併せて議論する必要がある。(西川福井県知事)
- ・都会出身の国会議員ばかりとなり、都会に有利な政策ばかりが生み出される。ますます地方は不利な条件に置かれ、都会に人が集中し、日本全体として負のスパイラルに陥ることになる。(尾崎高知県知事)
- ・各都道府県に少なくとも1人を配分するというをきっちりと憲法改正論議として早く進めるべき。(山口佐賀県知事)
- ・これは感情論でもなければ、地域エゴでもない。要は日本の民主主義の姿が問われている。都道府県という単位が決定的に重要なのが我が国の統治構造である。都道府県という単位を基軸とした代表原理を参議院について貫くことにはなんら問題がなく、むしろそれは望ましい姿である。(平井鳥取県知事)

5 採択した決議・提言など

- (1) 地方創生宣言 資料1
- (2) 国への緊急要請 資料2
- (3) 次世代を担う「人づくり」に向けた少子化対策の抜本強化
- (4) 地方税財源の確保・充実等に関する提言
- (5) 女性も男性も共に働き、共に育み、支え合う社会づくり～女性の活躍 ウーマノミクスで地方を変える、日本を変える～
- (6) 地域経済の再生に向けた提言 資料4
- (7) 地方創生に向けた文化・スポーツ振興策の提言 資料6
- (8) 地方分権改革の推進について
- (9) 東日本大震災からの復興を早期に成し遂げるための提言
- (10) 防災・減災対策の推進について～骨太の方針の修正を～
- (11) 原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言
- (12) TPP協定に関する緊急要請 資料5
- (13) 平成27年度地域医療介護総合確保基金（医療分）等に対する要望 資料3

地方創生宣言

～ 日本創成に向けて ～

全国知事会
平成27年7月

急速かつ大幅な人口減少と東京圏への人口の過度の集中により、多くの地方が消滅の危機に瀕している。また、東京圏は今後急速な高齢化に直面する。この現実、我が国を衰退へと導きかねない。

これを回避し、将来に活力ある日本を引き継いでいくためには、それぞれの個性あふれる地方が、その多様性の中から新たな価値を生み出すことによって地方を創生し、魅力ある地方の集合体として日本を形づくっていかなければならない。

地方創生から日本創成へ。我々は、引き続き行財政改革を進めるなど自らを厳しく律しながら、戦略的かつ効果的な政策を展開し、国と車の両輪となって以下の事項に全力で取り組むことによって地方創生を成し遂げ、もって日本を創成していくことを、ここに宣言する。

- 1 若者も高齢者も住みたい地方へ**
若者から高齢者まで、地方へ移住したい人の希望がかなう環境をつくる。
- 2 政府関係機関を地方へ**
国と地方が力を合わせ、まずは政府関係機関の地方移転を実現することにより、企業等の地方移転の大きな流れを生み出す。
- 3 地域の産業を未来の成長産業へ**
女性の力、地域の力などあらゆる潜在力を活用し、地域の産業に活力を取り戻し、地域に人材と産業を呼び込む。
- 4 地方を支えるひとづくりを**
子どもの貧困対策を推進するほか、職業教育の充実、産業人材の育成、若者等への就労支援などにより、地方を支えるひとをつくる。
- 5 地域資源を世界へ**
東京五輪に向けて、食、伝統、文化など貴重な地域資源を掘り起し、磨き、世界へ発信する。
- 6 日本の将来を創る次世代へ思い切った支援を**
ライフステージに応じた結婚・妊娠・出産・子育て対策を地域の实情に合わせて大胆に実行するとともに、多子世帯への支援を強化することなどにより、少子化対策の抜本強化を図る。
- 7 リダンダンシーが確保された多極型の国土づくりを**
大災害の発生時にあっても機能を継続することのできる国家をつくるためにも、防災・減災対策を徹底し、国土軸の複線化、国土の多極化を図る。

国への緊急要請

全国知事会
平成27年7月

地方創生から日本創成へ。

我々は、地方創生を成し遂げ、日本を創成していくことを宣言するとともに、「地方創生行動」リストを掲げ、地方自ら全力で行動することを決意した。

しかし、地方創生、ひいては日本創成の実現には、ソフト・ハード両面にわたる基盤づくりのための国の主体的な行動が不可欠であり、我々地方自らの全力をあげた行動と相まって初めて、日本創成実現への大きな流れができる。

国にあっては、教育、社会保障から税制まで少子化対策に係る国の制度を抜本的に見直すほか、多軸型国土形成のためのインフラ整備など本来の国の役割をしっかりと担っていくべきである。さらに、地方が行う多様な先行的取組に対して支援を行うとともに、好事例の全国展開を図るべきである。

そのため、閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を着実に実行するとともに、特に、以下の9つの項目について、速やかに実行することを強く求める。

- 1 地方への移住定住政策の加速
- 2 国家戦略としての政府関係機関の地方移転
- 3 地域経済の再生と雇用創出の強力な推進
- 4 人材育成と若者の就労支援の強化
- 5 地域資源の国内外への発信
- 6 少子化対策の抜本強化
- 7 多極型国土の形成
- 8 地方分権改革のさらなる推進
- 9 地方創生に必要な財源の確保と税制措置

1 地方への移住定住政策の加速

東京圏への一極集中を是正するためには、東京圏への人口流入を抑制するとともに、東京から地方への人の流れをつくる必要がある。また今後、人口減少が加速する地方において、地域の活力を維持するためには、人を呼び込むことが必要である。

例えば、地方への移住希望者の支援体制の強化、企業の地方への本社機能移転、人材の流出防止となる大学機能の強化などを図ることにより、若者から高齢者まであらゆる年代の地方回帰を促進する。

地方への人の流れを生み出すにあたり、地方は地方の特徴を生かした政策を実施するが、国においても国民的な地方回帰の意識醸成を図るほか、さらに実効性のある対策を講じるべきである。そのため国は以下の移住定住政策の加速を実行していただきたい。

1 地方への移住定住や二地域居住の促進

国においては、「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議を開催されたところであるが、このような全国的なキャンペーン等を一層強化するとともに、学校等で子どもの頃から愛郷心を育てる取組等により、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方への移住定住や二地域居住を選択するような国民的意識を醸成すべきである。

また、通勤手当の非課税枠の拡大や高速道路料金に対する割引制度の拡充により、移住・二地域居住を促進すべきである。

さらに、将来的な移住定住ニーズに関する意識調査及び移住者を把握するための定期的な実態調査を実施すべきである。

2 地方拠点強化税制の拡充

平成27年度税制改正で創設された、東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対する税制上の優遇措置である「地方拠点強化税制」については、今後、企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図るべきである。

3 地方大学の運営基盤の確保

地方大学は地方に若者を留める受け皿になっている。学生の卒業後の地方での就職・定住に繋げるため、以下のとおり地方大学の運営基盤を充実すべきである。

- ・ 地方大学が継続的・安定的に教育研究活動を実施し、大学改革や機能強化を推進するための財源を十分に確保するため、地方の国立大学の運営費交付金及び地方の私立大学の経常費補助金を拡充
- ・ 地方大学の定員を増員
- ・ 入学金、年間授業料の減額や、地元でUターン就職した学生の奨学金返還減免制度の継続、大学間の単位互換の制度化
- ・ 地方移転する大学への運営費交付金及び経常費補助金を特別加算するなど、大学の地方移転に対する支援制度の創設

4 希望する高齢者の地方移住を促進する制度改革

東京一極集中を是正し、地方回帰を推進するためには、若者から高齢者の各世代に渡る移住の促進を図る必要がある。特に、人口減少・少子高齢化が進む社会において、元気な高齢者（アクティブ・シニア）が、故郷やゆかりのある地域へ移住することは、地域コミュニティへ活力を与えるとともに、介護職場の雇用創出にもつながることから、その希望に応じて積極的に推進していくべきである。

また、東京圏においては、今後10年間で175万人の後期高齢者が増えることとなり、希望する高齢者の地方移住の促進は、増加する高齢者の介護需要へ対応する手段の一つとなるものである。

一方、介護需要の増加は、全国共通の課題であり、東京圏の高齢者を単に地方に移住させるだけでは解決しない。24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅支援策の充実、介護報酬の大幅な改善による処遇改善などによる介護人材不足の解消、都市部での介護施設の計画的な整備のための土地利用規制の緩和などの全国的な対応が必要である。

その上で、各地方自治体が「日本版CCRC構想」を検討する場合にも、将来の介護負担等の増加が大きな懸念材料となって、高齢者移住に対して消極的な姿勢を示すケースが多い。こうした懸念を払拭しなければ、今般の「基本方針」の中で示された、都市部の元気な高齢者の地方移住施策「日本版CCRC構想」の推進は困難である。

こうした状況を踏まえ、地方自治体が安心して高齢者の移住に積極的に対応できるようにするためには、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直しなど、介護費用に関し、地方の負担増とならない、はっきりと目に見える形での制度改革が必要である。

2 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

現在、政府は地方への新しいひとの流れをつくる方針のもと、政府関係機関の地方移転を検討しているが、「道府県等からの提案を受け、必要性・効果等について検証した上で地方への移転を進める」とするに留まっている。

企業本社機能等の地方移転の大きな流れを生み出すため、国は、自ら率先して、政府関係機関の地方移転を実行していただきたい。

1 政府関係機関の地方移転の数値目標化

東京圏から地方への人の流れを大きなうねりとするため、「各省庁の政府関係機関の少なくとも2割を移転」とするなど、政府関係機関の地方移転を促進するため数値目標を設定し、確実に移転を実現すべきである。

その際、決定過程の透明性の確保に努めるとともに、結果についての説明責任を果たすべきである。

2 政府関係機関の移転に関する地方負担の軽減

移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るべきである。

また、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行うべきである。

3 政府関係機関の移転募集を8月末以降も継続

東京一極集中是正や地方創生の観点から、政府関係機関の地方移転は今回限りの一過性のものではなく、今後も国家戦略として継続して検討を行っていくべきである。

3 地域経済の再生と雇用創出の強力な推進

4 人材育成と若者の就労支援の強化

地方への新しいひとの流れをつくるためには、地方における雇用の創出が不可欠である。

地方はそれぞれの実情に応じた独自の産業政策を展開しており、今後とも地域経済の活性化や雇用対策に全力で取り組んでいく。一方、国においても、国全体の活力が強化される大胆な産業政策を講じて、国が担うべき地域間格差の是正や多様性と活力に満ち溢れた地域の創出に取り組むべきである。また、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業へ発展させるよう、国として積極的な施策を講じるべきである。

さらに、地方においては人口減少が進行する中、労働力不足に対応することが重要な課題である。

そのため国は以下の、地方を重視した経済政策と雇用創出策を実行するとともに、農林水産業や観光関連産業、建設産業など様々な産業において、担い手の育成・確保に向けた地方の取組を支援する施策を充実していただきたい。

加えて、長時間労働の是正など、地域経済の再生の核となる若者・女性をはじめとしたすべての人が働きやすい環境の整備についても取組を充実させていただきたい。

1 地方への産業再配置の促進

地方への本社機能移転に限らず、生産・業務拠点などに係る建屋・設備の整備費や土地購入などの初期投資に対する国の助成制度の創設や税制の優遇、企業立地に当たり地方が独自に行う補助制度に対する財政的支援制度の創設など、地方への産業再配置促進の政策をさらに強力に実施すべきである。

2 新分野進出や新商品開発などにチャレンジする企業への支援

地域経済の再生には、地域資源や強みを生かした成長産業育成のほか、新分野進出や新商品開発などに積極果敢にチャレンジする企業を増やすことが極めて重要である。そのため以下の対策を講じるなど、こうした企業を国として強力に支援すべきである。

- ・ 「地域中小企業応援ファンド」及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド」の組成における独立行政法人中小企業基盤整備機構から都道府県への無利子融資の10年以内とされる貸付期間の延長
- ・ 中小企業者の新商品・新サービスの開発や中小企業者と農林漁業者が連携して行う創業や経営革新等を、地方が資金面から継続的に支援するための、上記両ファンドの追加造成に必要な財政措置
- ・ 大学等の研究シーズに着目した新たな成長産業の育成には、いわゆる「死の谷」を乗り越える10年超の時間と多額の資金が必要であり、研究段階から事業化に至るまで息長く地方の取組を支援する仕組みを構築

3 担い手支援の強力な推進による農林水産業の振興

農林水産業の新規就業者の確保・定着を推進するため、以下の対策を講じるなど、地方における重要な産業である農林水産業を振興すべきである。

- ・ 就農希望者を雇用して研修を実施する「農の雇用事業」の助成期間延長及び対象要件の緩和
- ・ 「新規漁業就業者総合支援事業」の拡充・強化
- ・ 林業の成長産業化を担う次世代リーダーを養成する自治体による専修学校の整備に対する支援措置の創設

4 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーは、地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率の向上、さらには地方の新産業創出による地域経済の活性化や、災害時の電力確保などの観点からも重要である。そのため、以下の対策を講じるなど、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大を進めるべきである。

- ・ 地域の自然特性を活かした太陽光発電や風力発電、水力発電、地熱発電、潮流発電、森林資源を活用したバイオマス発電等の拡大
- ・ 日本海側をはじめ、海洋再生可能エネルギーの国先行実施地域などでの送電網整備に対する支援の充実

5 地方における雇用環境の改善

若者や女性がより働きやすい環境を整備するため、正社員雇用の拡大、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図るべきである。

また、長時間労働の抑制や休暇の取得促進など働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことが、企業にとって生産性の向上や従業員の定着、優秀な人材確保につながる。このため、中小企業経営者の意識改革を図るための働きかけを、労使団体や経済団体等と連携し全国展開すべきである。

6 地域における女性の活躍推進

地域における女性の活躍推進は、地域内の多様な人材の確保につながり、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらす。そして、魅力ある多様な就業の機会の創出や地域社会全体の活力化につながる。

地域において、女性の管理職登用や職域拡大などを進めることや、地方を創生する女性リーダーの育成（地域活動（自治会、PTA、まちづくり等）や農山漁村等における女性の活躍促進）を図ること等により、女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を着実に高めるべきである。

7 子どもの貧困対策の抜本強化

子どもたちの6人に1人が、生活の困窮のみならず、生まれ育った家庭の事情等による貧困の連鎖を通じて、その将来が閉ざされかねないという大変厳しい状況におかれている。

ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援の強化を図るべきである。また、必要な学力を確実に身につけられる体制の整備や放課後児童クラブ等の要件緩和、スクールソーシャルワーカー等の配置のための十分な財源確保など、貧困の世代間連鎖を断ち切るための施策を充実すべきである。

5 地域資源の国内外への発信

東京オリンピック・パラリンピックの開催が5年後に迫り、世界中から日本への注目がさらに高まる。こうしたことを背景に、近年好調に伸びている海外からの旅行者をもてなし、日本の文化で魅了することにより、さらなる旅行者の増加、地域経済の好循環につながることを期待される。

日本へ注目が集まる絶好の機会に、各地方において食、伝統文化や工芸などの貴重な資源を掘り起こし、磨きあげ、そして世界に向けて発信することが重要である。

そのため、国においては、「東京五輪を日本の五輪に」という認識の下、以下の措置を実行していただきたい。

1 地方創生に向けた文化・スポーツの振興

東京オリンピック・パラリンピック開催時には、参加国の事前合宿が国内各地で行われることが予想される。また、オリンピック・パラリンピックに向けて文化プログラムが実施され、文化の祭典ともなることが期待される。

オリンピック・パラリンピックに向けて、以下のとおり地方の取組を支援すべきである。

- ・ 文化・スポーツを活かしたまちづくりを戦略的に推進するため、地方が実施する、基盤施設の整備や既存施設の更新・機能向上に対して、必要な財源措置を講じること
- ・ オリンピック・パラリンピックの文化プログラムや開会式において、地域の祭りや国指定重要無形民俗文化財など、日本の伝統文化を発信する場を創設すること
- ・ 国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな芸術活動、障がい者の芸術文化の振興など、地方における文化芸術活動の取組への支援を充実・強化すること
- ・ 地方における選手強化の取組、事前キャンプの誘致、障がい者スポーツの推進などに対して支援を行うこと
- ・ 文化とスポーツの一体的な振興や、ICTを活用した地域資源の発信力強化、スポーツ関連企業とも連携した地域健康づくりなど、地方の創意工夫ある取組を支援すること

2 国による情報発信等の充実

各地域の地場産品や農林水産物の海外市場を開拓するため、国は積極的に情報発信を行うとともに、地方自治体が円滑に海外市場にアクセスできるよう、JETROをはじめ、ノウハウを持った政府関係機関による一元的な相談・支援体制の強化、財政的な支援制度の充実を図るべきである。

3 外国人旅行者の地方周遊に向けた支援

地方を周遊する訪日外国人旅行者の満足度を向上させるため、無料公衆無線LAN、多言語表示板の整備への支援を充実すべきである。

また、訪日外国人旅行者の一層の増加を図るため、ビザの免除や数次ビザ適用国の拡大など、ビザ発給要件の更なる緩和を図るべきである。

さらに、日本の各地には、伝統、文化、歴史、価値観などを背景とする優れた製品やサービスなど、訪日旅行者を魅了する資源が多く埋もれている。訪日旅行者が急速に増えている中、こうした資源を見つめ直し、磨いて観光資源として魅力を高めれば、さらに多くの訪日旅行者を地方へ惹きつける可能性を持っている。これら各地方の魅力ある資源を観光資源として有効活用し、地方を訪れる訪日旅行者の拡大を図る取組をさらに拡充すべきである。

6 少子化対策の抜本強化

少子化対策は、これまで地方がライフステージに応じた施策をその実情に合わせて行ってきたところであるが、さらに幼児から大学までの教育政策、年金などの社会保障制度、住宅政策から税制に至るまで、国は、国家的課題として、少子化対策の観点から抜本的な転換を図るべきである。

なお、理想の子ども数と予定する子ども数にかい離がある理由として、「子育てや教育にはお金がかかりすぎる」「これ以上育児の負担に耐えられない」ことなどがあり、そのため、思い切った子育て家庭の負担軽減など、国は以下の大胆な人口減少対策を実行していただきたい。

1 子育て負担の大胆な軽減

理想の子ども数を実現させるためには、子育てや教育に伴う経済的な負担に加え、育児と仕事を両立させるうえでの課題の解決を図る必要がある。子育て世帯全般に対しては、全ての子どもを対象にした子どもの医療費助成制度を創設するとともに、創設されるまでの間の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額制度の廃止などを行うべきである。

また、第2子の壁の打破に向けての仕事と子育ての両立支援策を充実するとともに、第3子以降の保育料無償化を行うなど多子世帯に対する思い切った経済的な負担軽減を図るべきである。

なお、少子化の厳しい現状を抜本的に改善するため、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、新たな税制の仕組みについて幅広く検討すべきである。

2 子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

子育て世代の不安を取り除くためにも、子ども・子育て会議で議論されたサービスの質・量の改善に向けた施策の完全実施に必要な1兆円超の財源確保のための措置を確実に講じるべきである。また、新制度の質の向上に向け、教育・保育施設の関係者や地方自治体の意見、今後の子ども・子育て会議での議論を踏まえ、継続して改善方策等の検討を行うべきである。

3 地域少子化対策強化交付金の恒久化と弾力的な運用

地域少子化対策強化交付金については、新たな少子化対策の取組を後押しする役割を果たしており、地方の取組を一過性のものに終わらせないためにも当初予算化による恒久化を行い、さらには成果を挙げている先行事例を全国で展開できるよう弾力的な運用を行うことが必要である。

4 不妊治療等に対する支援の充実

その他、子育て家庭等の負担軽減のため、以下の支援を行うべきである。

- ・ 一般不妊治療、人工授精治療及び男性不妊治療に対する国庫補助の導入
- ・ 日本版ネウボラ(※)の全市町村展開に向けた財政措置の充実と運営支援
※妊娠から出産、子どもが生まれた後も切れ目なくサポートを提供する総合的なサービス

5 子どもの貧困対策の抜本強化（再掲）

子どもたちの6人に1人が、生活の困窮のみならず、生まれ育った家庭の事情等による貧困の連鎖を通じて、その将来が閉ざされかねないという大変厳しい状況におかれている。

ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援の強化を図るべきである。また、必要な学力を確実に身につけられる体制の整備や放課後児童クラブ等の要件緩和、スクールソーシャルワーカー等の配置のための十分な財源確保など、貧困の世代間連鎖を断ち切るための教育面における貧困家庭に対する施策を充実すべきである。

6 困難を抱える女性への支援

厚生労働省の調査では、出産前に仕事をしていた女性の約6割が、出産・育児を理由に退職している。また、出生率の低迷についても、仕事と家庭の両立が困難な労働環境などが背景にあると考えられる。そのため、以下のとおり女性の活躍に関する政策の強化を図るべきである。

- ・ 妊娠・出産や育児休業取得などを理由とする不利益取り扱いの禁止徹底、育児休暇後のキャリアアップ支援、子育て中の女性の再就職支援など、仕事と家庭の両立支援対策の推進
- ・ 企業に対するひとり親の雇用促進、ひとり親の正規雇用化の推進と自立支援、貧困世帯に対する子どもの学習支援、養育支援の拡充など、貧困等困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境整備

7 多極型国土の形成

道路や鉄道などの社会資本は、地域に暮らす人々の生活を支え、産業振興に不可欠な資産である。こうした社会資本は、地方創生の実現にあたって重要な役割を果たすが、社会資本整備が進んでいない地域は、安心して暮らし、人を呼び込み、経済を活性化させて雇用を増やす、といった取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、多極型・多軸型国土の形成に向けて、社会資本整備を進めることにより、結果として災害に強い地域がつくられる。

そのため国は、社会資本整備に関し、以下の取組を進めていただきたい。

1 地方創生を支える基盤の地域間格差是正

全国各地にみられる高速道路のミッシングリンクの存在や高速鉄道網の整備状況など、基礎的な社会資本整備に地域間格差が存在している。

社会資本整備は産業や雇用を創出し、地域に活力と魅力をもたらす、地方創生を支えるまさに重要な要素である。しかしながら、地方と東京圏、あるいは太平洋側と日本海側など、地域間格差が大きい。

そのため、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を行うべきである。

2 国土の複線化・多軸型国土の形成

国のあるべき姿として、防災・減災対策を徹底するとともに、大規模災害時にも機能するリダンダンシー（代替機能性）を持つことが不可欠である。

そのため、太平洋側に対する日本海国土軸をはじめ、北東国土軸、太平洋新国土軸及び西日本国土軸を形成するなど、多軸型国土の形成を国家的戦略として構築すべきである。

8 地方分権改革のさらなる推進

現在、地方創生に向け、国・地方一体となった取組が進みつつあるが、地方分権改革は、地方が自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮した取組を進める、まさにその基盤となるものである。

地方への事務・権限の移譲を行うとともに、規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）の取組を進めるべく、国においてはより一層積極的に地方からの提案を実現し、地方分権改革の加速を図るべきである。

1 「提案募集方式」等に基づく改革の推進

国は、昨年から実施している地方分権改革に関する「提案募集方式」について、地方からの提案を積極的に採用すべきである。

また、提案の検討にあたっては、先行地域における実証制度として「手挙げ方式」の積極的な活用や、広域連合の活用など、提案の実現に向けて柔軟に対応すべきである。

2 ハローワークの地方移管の実現

ハローワークについては、地方で行う産業政策と一体化した雇用政策を展開するため、地方移管を提案しているところである。そのため、当面、ハローワークと地方自治体の支援の一体的実施、ハローワーク特区等の取組を行い、地方として検証を行ったところであるが、国としても、その成果と課題の検証を早急に行い、ハローワークの地方移管を早期に実現すべきである。

3 国家戦略特区・地方創生特区

「国家戦略特区」・「地方創生特区」について、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うべきである。

9 地方創生に必要な財源の確保と税制措置

地方が「地方創生行動リスト」に基づく事業を展開するなど、地方創生に係る事業を円滑に実施するには、必要な財源を継続的に確保することや、地方創生を後押しする税制上の措置が極めて重要であり、国においては以下の措置を実行していただきたい。

1 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源の総額確保

地方創生を実現するためには、構造的な課題の解決が不可避である。

そのためには長期間にわたる取組が必要である。地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

2 26年度補正予算を大幅に上回る規模の新型交付金の創設

地方創生の取組を深化させ、地方の創意工夫等により力強い潮流をつくるためには、平成26年度補正予算で措置された「地方創生先行型交付金」を大幅に上回る規模の新型交付金を創設すべきである。

この交付金は単なる既存の補助金等の振替えによることなく、地域間連携や民間各セクター等多様な主体との協働など、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りの個別補助金ではない包括的なものとすべきである。

新型交付金については、各府省の既存の交付金の再編や新たな財源などにより、当初予算にしっかり位置づけるとともに、既存の交付金等の再編により措置される部分についても、元の交付金等の事業目的や交付基準にしばられない、実質的にも新たな交付金でなければならない。

制度の実施にあたっては、事業内容を公表して目標管理を適切に行うなど、地方団体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除するほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう継続的なものとすべきである。

あわせて、地方が、地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実かつ弾

力的に遂行できるよう、状況変化に対応した追加的な財政支援についても柔軟に検討されたい。

3 地方創生に資する新たな税制措置

平成 27 年度税制改正で創設された、東京圏から地方へ本社機能の移転等を行う企業に対する税制上の優遇措置である「地方拠点強化税制」については、今後、企業にとってより活用しやすいものとなるよう、所得拡大促進税制との併用を認めること、対象地域の指定を柔軟に行うことなど、運用や制度の拡充を図るべきである。

また、少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、税制については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、企業の地方移転の促進、地方への定住・半定住や三世代同居・近居のための住宅取得や改修の促進、所得税・住民税における配偶者控除や扶養控除のあり方など、幅広く検討すべきである。

平成27年度地域医療介護総合確保基金（医療分）等に対する要望

平成27年7月29日
全国知事会

I 地域医療介護総合確保基金（医療分）について

各都道府県は、喫緊の課題である2025年に向けた医療提供体制改革の実現のため、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を活用した事業を実施するとともに、地域医療構想の策定に取り組んでいるところである。

しかしながら、今般、国から各都道府県に対し、基金の原資となる「医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）」が内示されたが、要望額とは大幅に乖離した額となった都道府県が多数見受けられ、さらに、事業区分間の額の調整が認められなくなったことから、このままでは、旧国庫補助事業からの振替事業など、地域医療を維持していく上で不可欠な重要事業が継続できない状況にある。

各都道府県においては、今年度の事業計画案を策定するに当たり、時間をかけて医療機関や関係団体、市町村等と議論を重ねてきたが、今回の内示は、都道府県の実情や意向を踏まえたものとは到底言い難く、これまで築き上げてきた、これら関係者との信頼関係を一気に崩壊させ、今後の地域医療構想の策定にも深刻な影響を及ぼすことは必至であり、誠に遺憾である。

今後、医療提供体制の改革を進めていくためには、病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の施設・設備の整備はもとより、在宅医療の推進、医療従事者の確保は不可欠であり、これらを支援する取組みが十分に行われる必要があるため、国においては、以下の事項について真摯に対応されるよう要望する。

1 今回の基金内示への対応について

- (1) 基金の財源には、消費税増収分が充てられていることから、基金事業の決定には透明性と公正性の確保が求められることも考慮し、国は、今回の内示額決定のプロセス及び根拠について、都道府県に対して十分かつ明確な説明を行うこと。
- (2) 地域の抱える課題は地域毎に異なっており、基金には、地域の実情に応じた創意工夫ができる仕組みであることが必要であることから、平成26年度と同様に3つの事業区分間の額の調整を柔軟にできるよう認めること。

2 留保分の内示について

- (1) 留保分（第2回目の配分）については、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業に重点化することに限定せず、都道府県の意向を十分に踏まえた上で、速やかに配分すること。

(2) 各種の医師確保事業や看護師等養成所の施設整備費、運営費などをはじめ、従来の国庫補助事業からの振替事業などについては、継続実施が不可欠と考えられることから、各都道府県が必要とする事業費を確保すること。

3 今後の基金スキームの見直しについて

(1) 基金の交付決定時期が遅いことや、内示を受けるまで基金規模の見通しがまったく立たないことが、円滑な基金事業の実施を図る上で大きな障害となっているため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額を定めるとともに、内示時期を介護分と合わせて、前年度中に早めるなど基金スキームの見直しを早急に検討すること。

(2) 地域の実情に応じ、柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。

II 医療提供体制推進事業費補助金について

医療提供体制推進事業費補助金については、年々交付率が低下してきており、事業の執行に重大な支障が出るおそれのある憂慮すべき事態となっている。

当補助金は、救命救急センター運営事業をはじめ、周産期母子医療センター運営事業、小児救命救急センター運営事業など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために必要な事業の推進に不可欠なものであることから、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付がなされるよう十分な予算額を確保すること。

また、ドクターヘリについては、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果をあげており、特に広域救急医療にとって極めて重要な存在である。しかし、その活動の増加に伴い、法令に従えば予算額も増額されるべきところ、既存の同補助金の枠内での対応となっているため、結果的に国が負担すべき財源が地方に付け回されている。こうした対応を直ちに改めるとともに、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

地域経済の再生に向けた提言

平成27年7月29日
全国知事会

政府のデフレ脱却と経済再生に向けた取組により、日本経済は明るさを取り戻しつつある一方で、円安の急激な進行などによる原材料価格の高止まりや電気料金再値上げ等が、地域を支え内需の中核をなす地場の中小企業の経営に多大な影響を与えている状況も見られる。

また、全国的には雇用情勢が改善する一方、地域によっては人手不足の問題が深刻化している。地域を支える人材や将来を担う若者が安心して働き、将来設計のできる地域社会を築くことにより、地方からの人口流出を食い止め、更には地方へ人材や若者を呼び込み、地域社会を持続可能なものとしていくことが、現下の喫緊の課題である。これらを踏まえると、地域経済の再生には一刻の猶予も許されない。

アベノミクス効果を地域の隅々にまで行き渡らせ、地域経済を再生し、地方創生を実現するためには、国と地方がこれまで以上に連携・協力して、円安対策も含め地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて強力な地域経済対策を講じ、早急に取り組む必要がある。

我々地方は、それぞれの実情に応じた独自の産業政策を展開しており、今後とも地域経済の活性化や雇用対策、人づくりに全力で取り組んでいく所存である。

一方、国においては、大胆な規制緩和や、税制の優遇措置、国家戦略特区制度の充実・改善、自由度の高い交付金の創設や補助制度の拡充・新設等の財政措置等、国全体の活力が強化される大胆な施策を講じて、国が担うべき地域間格差の是正や多様性と活力に満ち溢れた地域の創出に取り組むべきである。

人口減少を克服し、地域経済の再生を図っていくためには、地方の取組を最大限尊重しながら国と地方が両輪となって取り組んで行かなければならない。

ついては、国において、次の事項を講じ、地方の取組を伴走支援するよう求める。

1 地域経済を牽引する観光関連産業の振興について（別添参照）

本格的な人口減少社会が進展し、域内需要の大きな拡大が見込めない中、地域経済を活性化していくためには、急速に成長するアジアなど海外を含めた域外の需要を確実にとりこんでいくことが重要である。特に観光関連の消費は幅広い産業にその効果が及ぶため、観光関連産業に地域経済を牽引する総合産業としての役割を担わせ積極的に振興していく必要がある。

このため、ソフト面やハード面両面に亘る以下の取組の推進や支援を強く求める。

- (1) 東日本大震災から復興途上の東北地方へ訪日外国人を増加させる政府主導のプロモーションなど、海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫（C I Q）などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観光地の形成に向けて、戦略策定、マーケティング、商品造成、プロモーション等を一体的に実施する「日本版DMO」の形成・支援、外国語併記の観光案内標識の設置促進、無料公衆無線LANの整備促進や規格の統一、災害時の情報伝達など緊急時の対応、人材育成などの環境整備に取り組むこと。
- (2) 各地域が魅力ある観光コンテンツやおもてなしを用意できるよう、滞在型観光の推進はもとより、農林水産業や食料品製造業など幅広い産業との連携による地域の特色ある「食」の提供や日本文化の体験などの多彩な観光商品づくりを積極的に支援すること。

2 対日直接投資の推進強化について（別添参照）

我が国の持続的な成長を実現するには、対日投資を促進させ、イノベーションによる新たな産業の創出や世界から優れた技術や人材・資金等を受け入れていくことが不可欠である。

2016年主要国首脳会議（サミット）三重県・伊勢志摩開催や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を日本への国際的な注目が一層高まる好機と捉え、日本に関心を持つ海外の企業の情報を自治体へシームレスにつなぐシステムを構築する観点から、外国企業と中小企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材斡旋等の機能を担い、地域への直接投資誘致の際の司令塔となるべき国内拠点施設を全国のブロックごとに設置するなど誘致体制の強化や対日直接投資に対する国の財政支援措置など、国と地方自治体が一体となって進める外国企業の地域への進出を総合的に支援する仕組みを構築すること。

3 地域における良質で安定的な雇用の創出や人づくりの推進について

- (1) 地方においては人口減少等が進行する中、労働力不足に対処することが重要な課題であるため、地方創生の新型交付金の創設に当たっては、地域経済再生の核となる若者・女性、さらには障害者や高齢者などの多様な人材の活用や長時間労働の是正など女性をはじめすべての人が働きやすい環境の整備、学校段階での職業意識の醸成促進、起業家教育の推進、テレワークなどの新たな就労形態の普及など、地域の実情に応じた様々な事業を推進することができるよう、十分な予算規模を確保するとともに、交付対象についても

自由度を高めること。また、農林水産業や観光関連産業など様々な分野において、担い手の育成・確保に向けた地方の取組を支援する施策を充実すること。

- (2) 地方においては雇用環境が十分改善していないところもあること、また、行き過ぎた円高是正を背景に製造業が日本国内に回帰する動きをみせていることを踏まえ、戦略産業雇用創造プロジェクトの継続及び拡充など産業振興と一体となった良質で安定的な雇用の創出に確実に繋がる取組を行うこと。

4 中小企業・小規模事業者の振興対策について

- (1) 地方の中小企業にも賃上げが波及し、経済の好循環が実現するためには、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」における合意の趣旨を全国に浸透させ、中小企業が取引先大手企業に対して適切な価格転嫁ができるよう強力に指導するとともに、下請代金法に基づく監視・取締りを強化して、正当な理由なく転嫁を拒む企業に対しては厳正に対処すること。
- (2) 依然として厳しい経営状況にある中小企業の実態を踏まえ、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。特に、円安の急激な進行などによる原材料価格の高止まりや電気料金再値上げ等に伴い経営が悪化した企業に対する金融のセーフティネットに万全を期すこと。
- (3) 都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組を円滑に実施できるよう配慮するとともに、企業が海外展開を行う場合のグローバル即戦力人材など、地方だけでは確保しにくい人材確保を支援すること。
- (4) 我が国の国際的な競争力向上に繋がるものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化のため、地域の経済・雇用を下支えし、有望な技術等を有する中小企業・小規模事業者の輸出促進を含めた振興策の充実・強化を図ること。
- (5) 中心市街地のまちなかにおける商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進するため、制度改正や財政支援措置を含む、包括的かつ抜本的な対策を策定すること。

5 農林水産業の振興対策について

- (1) 「地方創生」の中核となる強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の

生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図るとともに、大規模災害や農業水利施設の老朽化等に適切に対応するための農業農村整備事業について、国の財政的支援を充実させること。また、安全で安定した水産物の供給体制の確立、漁港施設の防災・減災対策を進める水産基盤整備や、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林整備などを計画的かつ着実に推進すること。

- (2) 円安の急激な進行などにより、燃油価格、肥料・配合飼料価格が高止まりするなど、農林漁業者の生産コストが増加する一方で、米価の下落など、農林水産業の担い手には、将来に対する不安が広がっている状況にある。このため、生産資材の価格変動や販売価格の下落に左右されない安定した農林水産業経営の確立に向け、資材の効率的な利用・低コスト化に向けた取組への支援、経営所得安定対策の安定的・継続的な仕組の構築とともに、万全なセーフティネットとなる収入保険制度の創設や漁業経営セーフティネット構築事業の拡充など、農林漁業者の経営安定を図る支援の充実・強化を図ること。
- (3) 農林水産業を取り巻く現下の厳しい経営環境の中で競争力を高めるため、上記の取組に加え、就業者の確保、経営感覚に優れた経営体の育成、6次産業化、輸出拡大への支援等、所得を向上させ、農業・林業・水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。また、鳥インフルエンザ対策等安全・安心の取組を支える産業動物獣医師の十分な確保に向けて必要な取組を図ること。

TPP協定に関する緊急要請

TPP交渉は、参加国全体の閣僚会合が開催されるなど、今まさに重要な局面を迎えています。

TPP協定は、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、これまで、政府に対しては、十分な情報提供とTPP協定が地方経済や国民生活全般に与える影響等について、明確な説明を求めてきたところです。

このような状況を踏まえ、次のことを強く求めます。

1. 交渉に当たっては、衆参両院農林水産委員会における決議を遵守し、毅然とした姿勢を貫くとともに、国民への十分な情報提供と説明を行い、農林水産分野における重要品目の関税を維持するなど、我が国の食料自給力の向上を支える農林水産業の持続的な発展が図られるよう、断固たる対応を行うこと。
2. 地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全、農村が担ってきた文化の維持・継承、さらには就労の場、地域社会の持続可能性など多面的な機能を有する農林水産業については、TPP協定への参加如何にかかわらず、食料安全保障の観点から、将来にわたり持続的に発展していけるよう、それぞれの地域の特性に応じた再生・強化に向けた施策を講ずること。
3. TPP協定への参加を判断するに当たっては、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないよう、十分に配慮すること。

平成27年7月29日

全国知事会

地方創生に向けた文化・スポーツ振興施策の提言

平成 27 年 7 月 29 日
全 国 知 事 会

我が国では、この 10 月にスポーツ庁が設置されるなど、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたスポーツ振興体制の強化に向けた取組が進められる一方、文化の祭典としての文化プログラムの内容が検討されている。また、同大会が、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間直後に開催されることから、事前キャンプや文化プログラムを全国各地で開催することによって、地方創生の一層の推進を図るとともに、日本の文化とスポーツが相互に連携し、世界の人々との交流を通じて、全国民が地方の魅力を再発見できる機会としなければならない。さらに、ラグビーワールドカップ 2019、関西ワールドマスタースゲームズ 2021 などの大規模な国際大会についても、開催に向けた機運の醸成を図るとともに、その効果を全国に波及させる必要がある。

今日、都道府県は、個性豊かな文化芸術活動・アートイベントの推進や、地域に根付いたプロスポーツの振興に対する支援など、魅力ある地域資源を活かした地域活性化や若者の呼び込みに向けて、戦略的な取組を展開している。

こうした地方創生につながる取組を受けて、伝統芸能、文化財など地域の文化資源をストーリーでつなぎ、ブロック単位で国内外へ魅力を発信することや、スポーツビジネスの振興に向けて同様の取組を進めている地域間の連携に対する支援、そうした活動を担う人材の育成などが求められている。また、それらの活動基盤にもなっている、公立の文化・スポーツ施設・設備の多くは、老朽化が進んでおり、特に支援に積極的な企業の少ない地方においては、長寿命化・機能向上などに向けた整備を図る必要がある。

これらを踏まえ、文化とスポーツの振興が青少年の育成や、国民の健康増進、さらには交流人口の拡大と地域の活性化に大きな役割を果たし、日本創成につながるよう、以下の事項について要請する。

- 1 交流人口の拡大による地方創生という観点から、文化・スポーツを活かしたまちづくりを戦略的に推進するため、地方がその実情に応じて実施する、基盤施設の整備や既存施設の更新・機能向上に対して、新たな国の支援策を創設するとともに、既存制度の弾力的な運用を図ること。併せて、これらを推進するための地方債の発行を認めるとともに、その償還に対する交付税措置を講じること。
- 2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、ラグビーワールドカップ2019、関西ワールドマスタースゲームズ2021などの大規模な国際大会の開催効果を全国に波及させるため、以下の取組を推進すること。
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムにおいて、地方が主体的に取組を実施できるよう、プログラムの包括的な枠組みを早期に策定すること。
 - 文化プログラムや大会開会式において、地域の祭りや国指定重要無形民俗文化財など、日本の伝統文化を発信する場を創設すること。
 - 選手村をはじめとするオリンピック関連施設に、循環型木材産業の振興のためにもCLT等の木質素材を率先して利用し、日本が誇る「木の文化」を全世界にアピールすること。
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を各地の特産品の振興に寄与する機会と捉え、各種施策を推進するとともに、訪日外国人旅行者に対し優遇措置等を講じることにより全国各地に誘導すること。
 - 国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな文化創造、障害者の芸術文化の振興、国民文化祭の新たな展開など、地方における文化芸術活動の取組への支援の充実・強化を図ること。
 - 地方における選手強化の取組、事前キャンプの誘致、指導者やボランティアを含めた人材育成、障害者スポーツの推進などに対して支援を行うこと。
 - 文化とスポーツの一体的な振興や、ICTを活用した地域資源の発信力強化、スポーツ関連企業とも連携した地域健康づくりなど、地方の創意工夫ある取組に対する新たな交付金や、関係省庁が連携した包括的な支援等の措置を講じること。

「第59回関西広域連合委員会」、「関西経済連合会との意見交換会」及び「市町村との意見交換会」について

平成27年8月21日
広域連携課

7月23日(木)に大阪市内(リーガロイヤルNCB)で開催された「第59回関西広域連合委員会」、「関西健康・医療創生会議」、「関西経済連合会との意見交換会」及び「市町村との意見交換会」の概要は、次のとおりです。

＜出席委員等＞井戸連合長(兵庫県)、仁坂副連合長(和歌山県)、三日月委員(滋賀県)、山田委員(京都府)、飯泉委員(徳島県)、門川委員(京都市)、植田副委員(大阪府)、林副委員(鳥取県)、狭間副委員(堺市)、鳥居副委員(神戸市)、上田総務局長(大阪市)

第59回関西広域連合委員会

1 日 時 平成27年7月23日(木)午前10時5分～午後0時20分

2 概 要

(1) 奈良県の加入について

奈良県の奥田副知事が連合委員会に出席し、広域防災、広域観光・文化・スポーツの2分野について、関西広域連合に部分参加することについて正式に意思表示がされるとともに、奈良県の加入に伴う連合規約の改正案について協議し、了承された。

(2) 国の原子力防災対策について

資源エネルギー庁、原子力規制庁及び内閣府の担当者が出席し、国の原子力施策に係る説明や、4月23日に関西広域連合が行った原子力防災対策に関する申し入れに対する回答が行われた。3省庁からの説明の後、質疑が行われたが、質疑応答が多岐にわたっていることや、時間の関係もあることから、事務局で質疑内容を整理の上、十分でないものは再度、質問を国に投げかけることとした。

関西経済連合会との意見交換会

※官民連携の強化を図るため、官民連携事業の主要連携団体である関西経済連合会と意見交換を定期的に行っているもの。

1 日 時 平成27年7月23日(木)午後1時20分～午後3時

2 出席者(関西経済連合会)

森詳介会長(関西電力(株)会長)ほか副会長(10名)、専務理事が出席

3 概 要

関西経済連合会側から提供された話題について、意見交換を行った。

＜関西経済連合会からの話題＞

① 広域観光の推進体制について

関西における観光振興の推進体制を強化するための新たな官民連携組織の設立について提案された。

② 今後の国土政策や成長戦略のあり方について

首都圏で災害が発生した場合の司令塔機能の代替拠点を関西に設置すること等について提案された。

4 意見交換結果

広域観光を推進するための新たな官民連携組織の設立については、以下のスケジュールで進めることが合意された。

○関西の国際観光に官民が一致協力して取り組むための体制確立に向け、準備委員会を設置。

(準備委員会構成(予定))

関西地域振興財団、関西広域連合、関経連、観光振興団体、地域経済団体、観光関連事業者等

○平成28年4月に関西国際観光推進本部(仮称)を設立。

○平成30年4月を目途に、本格的な関西国際観光の推進体制を設立。

市町村との意見交換会

※住民に最も近い市町村とのきめ細かな情報共有を図るため、連合の取組について意見交換を行っているもの。

1 日 時 平成27年7月23日(木) 午後3時20分～午後5時20分

2 出席者(市町村)

鳥取市・深澤市長(鳥取県市長会長)、伯耆町・森安町長(鳥取県町村会副会長)

近畿市長会(会長、副会長、理事)、近畿府県町村会会長会(京都府町村会、大阪府町村会長会、兵庫県町村会長会)

3 概 要

関西広域連合の取り組み状況等について各担当委員(副委員)が説明を行った後、意見交換が行われ、市町村側出席者から、東京一極集中の問題のほか、南海トラフ地震対策、関西の経済の活性化等について、意見が出された。

<連合からの説明内容>

- ・ 関西広域連合各分野事務局における取組の概要について
- ・ 広域スポーツの振興について
- ・ 地方分権改革に関する提案募集への対応について
- ・ 琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会の設置について
- ・ 関西圏域の展望研究中間報告書
- ・ 今夏の節電対策について

関西健康・医療創生会議

1 日 時 平成27年7月23日(木) 午後0時40分～午後1時10分

2 出席者(連合委員以外)

井村 裕夫 京都大学名誉教授・関西広域連合顧問

[大学等] 域内の医学部を中心とした大学・研究機関

[産業界] 関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、関西経済同友会

3 概 要

オール関西で産学官が連携し、健康長寿に向けた健康・医療の新たな仕組みづくり等を検討することを目的として設置する「関西健康医療創生会議」の設立会合が行われた。

<平成27年度事業計画>

- ・ 関西の医学と産業のポテンシャルを生かした医療の確立と新産業の創出等に係る調査研究
- ・ 広報活動

地方創生総合戦略策定に向けたとっとり創生若者円卓会議からの 提言書の提出について

平成27年8月21日
県 民 課

とっとり創生若者円卓会議（座長：田淵裕章氏）では、「鳥取県の地方創生総合戦略」に若者の意見を反映すべく、本年3月から7月までの間、意見交換を重ねてこられました。今般、提言書を取りまとめ、7月30日（木）に平井知事へ提出されました。その内容等について報告します。

[主な提言内容]

1 観光・交流

○ 体験型観光の推進

観光客に「見せるだけ」でなく、「見て」「触れて」「体験して」「食す」。これらが一連のものになっていないと記憶に残らない。一日以上の滞在に繋がる。

2 農林水産業

○ 参入する若者への支援

若者が農業、林業に参入したくても、どこに相談したら良いか分からない。例えば農地を借りたい人がどこに相談したら良いか分からない。仲介してくれる人（組織）が必要である。

3 エコスタイル

○ ヘルスツーリズム・スローライフ

鳥取県には豊かな温泉がある。ヘルスツーリズムとスローライフを発信し長期に滞在してもらう誘客も可能である。

4 出会い・子育て

○ 婚活に向けた取組

学校を卒業し就職先を決めるまでに、結婚時期など自らの将来について真剣に考える時期を設け、将来設計を描くことが必要である。この時期に積極的に子育て王国の情報提供をすべきである。また必要なときに婚活イベントなどの情報が届く仕組みが必要である。

5 人財とっとり

○ 地域の担い手育成

大学等在学中にカフェでアルバイトをしながら、そこで経営ノウハウを学ぶなど、卒業後に活かせるような仕組みがあれば大きな魅力であり、地域の担い手育成になる。

6 移住・定住

○ 鳥取県の魅力

中学・高校生は勉強ばかり。鳥取県の魅力や鳥取県で暮らすことのメリットをしっかりと教えることが必要である。人口流出を防ぐことになる。

7 まちづくり

○ 空き家活用

空き家利用のシェアハウスは若者が集まれる場となる。更に祭りなどのイベントを通じて地域の方々とのコミュニケーションもとれる。まちづくりに繋がる空き家対策を実施してほしい。

(参考)

1 構成員

県内各分野（商工関係者、農林漁業関係者、観光関係者、地域活動者、金融関係者、大学生、十代）で活躍されている若者26名（18歳から40歳）で構成し、座長は田淵裕章氏（鳥取青年会議所副理事長、（株）田淵金物代表取締役）。

2 とっとり創生若者円卓会議の開催状況

	開 催 日	テ ー マ	意見交換
第1回	平成27年3月 8日（日）	本県の地方創生全般	全体会
第2回	平成27年4月19日（日）	まちづくり	小グループ
第3回	平成27年5月24日（日）	移住・定住	小グループ
第4回	平成27年6月27日（土）	産業振興	小グループ
第5回	平成27年7月25日（土）	まとめ	全体会

西部CCRC検討会の立ち上げについて

平成27年8月21日
とっとり暮らし支援課

鳥取県版CCRCのモデルプラン検討の第一弾として、南部町をモデル地域とする検討会を立ち上げました。各参加機関からは、CCRC南部町モデルの構築に向けて、特に、誘致したい人材について多くの意見が交わされ、空き家活用など住環境の提供や、受け入れるコミュニティのあり方等についても議論されました。

これらの意見を踏まえ、今後、モデルプランの具体化に向けて調査等を行っていく予定です。

1 日 時：平成27年7月30日（木）午後2時30分～午後4時30分

2 場 所：南部町役場

3 出席者：南部町長、副町長、企画政策課長、健康福祉課長
西伯病院事務部長、(社福)伯耆の国理事長
(株)山陰合同銀行西伯支店長
(株)鳥取銀行ふるさと振興部室長、米子駅前支店長
鳥取県経済同友会西部常任幹事
(一社)コミュニティネットワーク協会常務理事、(株)コミュニティネット担当者
米子市企画課長、日吉津村総務課室長
鳥取県元気づくり総本部長、元気づくり推進局長、とっとり暮らし支援課長、
鳥取県西部総合事務所地域振興局長、副局長 ほか

4 主な意見

<誘致したい人材に関する意見>

- アクティブシニアを受け入れる地方側でのメリットが必要。
どういうスキルを求めるか？何をしてもらうか？こういう人材が欲しいといったものが必要。
- ヨーロッパでは郊外を目指し、素敵な環境で知的な仕事をする人が増えていると聞く。
40代を対象を広げてもいい。徳島県神山町のような魅力ある地域を目指したい。
- 本当に移住してもらおうと思えば、まちづくりに活躍してもらおう場など魅力が必要。
- 出来上がった場に来てくださるのではなく、一緒に町をつくっていく。
- 町にはいいものがあるが、それに対してお金を出すことが下手。都会や世界を股にかけた人に町の輝きを引き出してもらいたい。有為な人材は一人来るだけでも地域は変わる。

<住環境に関する意見>

- 完全に空き家になってから動くのではなく、予めニーズを掘り起こし、来る人とのマッチングを図る仕組みが必要。
- 住環境の確保について、空き家だけで足りない場合には、施設整備等も含めて何らかの対応が必要。

<コミュニティに関する意見>

- 受け入れコミュニティの理解も大事。時間はかかる。

<その他>

- 「CCRC」との名称はおしゃれじゃない。見直しが必要。

5 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|-------------------|
| 9～10月頃 | 第2回検討会 |
| 11月頃 | 第3回検討会（中間報告） |
| 2～3月頃 | 第4回検討会（モデルプランの策定） |

「鳥取県 I J U ターン B I G 相談会 i n 大阪」の開催結果について

平成27年8月21日

とっとり暮らし支援課

鳥取県への I J U ターンの促進を図るため、本県に移住や就職を希望される方の様々な疑問にお応えする「鳥取県 I J U ターン B I G 相談会 i n 大阪」を開催しました。

鳥取県内の市町村や関係団体が相談ブースを設置し、鳥取での暮らし、農林業、住宅、子育てなど移住相談に対応するとともに、とっとり暮らしアドバイザー（先輩移住者）にも参加いただき、出展団体によるプレゼンテーション「とっとり暮らしセミナー」も併せて行いました。

移住会場には、70組の相談者が訪れ、農業ブースなどを中心に、長時間滞在して真剣に相談をされる本気度の高い相談者が目立ちました。

今後は、相談会への来場者に対して、ふるさと鳥取県定住機構の移住相談員や各市町村がフォローアップを行い、本県への移住の促進を図ります。

1 日 時 平成27年8月1日（土）午前10時30分～午後4時

○移住相談会（午前10時30分～午後4時）

○移住定住セミナー（午後1時～午後3時）

※合同企業説明会（55企業の出展）も併せて実施

2 場 所 シティプラザ大阪2階（住所：大阪府中央区本町橋2-31）

3 来場者数（移住会場） 70組

4 概 要

（1）開催概要

○移住相談会

17市町、関係機関等の相談ブースを設置し、各ブースにおいて移住相談に対応した。

【ブース出展団体】

（市町村）鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、
琴浦町、北栄町、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町

（農林業）（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構、（公財）鳥取県林業担い手育成財団、県立倉吉農業高校

（起業・創業・就職）鳥取県商工会連合会、鳥取県技術人材バンク

（住宅）（公社）鳥取県宅地建物取引業協会、鳥取県住宅供給公社

（教育・子育て）鳥取県私立学校協会、鳥取県子育て応援課

（その他）（株）鳥取銀行 など

※とっとり暮らしアドバイザー（先輩移住者）13名参加

○とっとり暮らしセミナー（出展団体によるプレゼンテーション）

19団体が、地域の魅力、支援制度などについて説明を行った。

（2）参加者の声

○子育て環境がよい鳥取県への移住を考えており来場した。若桜町や子育てのブースで「わかさこども園」や「若桜学園」、子育て支援制度についてほぼ一日話を伺い、本気度が高まったので、早速来週末に鳥取県に移住の下見に訪問してみる予定。（兵庫県 30代夫婦、子ども2人）

○観光を機に倉吉市が大変好きになり、それから何度か訪れて移住を考え始めた。今回相談して、相談員の大変熱心な説明に感銘を受け、是非倉吉に移住したいと考える。（兵庫県 30代夫婦）

○愛知県出身で鳥取県内の大学を卒業し兵庫県で就職したが、やっぱり大学時代に住んだ自然が豊かな鳥取県内に住みたいと思い境港市に再就職先を決めた。今回、住まいのことで相談に来たが、いろいろと物件を紹介してもらったので、大変有意義だった。（兵庫県 20代男性）



相談会場の様子



セミナー会場の様子

「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議の開催結果について

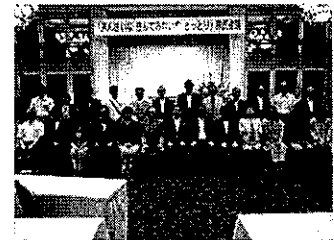
平成27年8月21日

とっとり暮らし支援課

地方創生の一つの柱である、都会からの地方への移住（鳥取県への移住定住）を県民一体となって推進するため、産学官金労言の代表者に御参加いただき、「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議を開催しました。

県民会議では、産学官金労言が一体となって取り組む「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議の行動宣言が承認され、それを踏まえ、9月を「首都圏における県民会議行動月間」として、首都圏でのPRイベント等を開催することが確認されました。

- 1 日 時 平成27年8月4日（火）午前11時から正午まで
 - 2 場 所 ホテルモナーク鳥取「仁風の間」（鳥取市永楽温泉町403）
 - 3 参加機関
 - ・ 経済界 : 鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県経営者協会、鳥取県農業協同組合中央会、鳥取県森林組合連合会、鳥取県漁業協同組合
 - ・ 大学等 : 鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取短期大学・鳥取看護大学、米子工業高等専門学校
 - ・ 行政 : 鳥取県市長会、鳥取県町村会、鳥取労働局、ふるさと鳥取県定住機構、鳥取県
 - ・ 金融 : 山陰合同銀行鳥取営業本部、鳥取銀行
 - ・ 労働界 : 日本労働組合総連合会鳥取県連合会
 - ・ マスコミ : 日本海テレビジョン放送、山陰放送、新日本海新聞社
 - ・ 鳥取県へ移住された方々 :
智頭町 森のようちえん「まるたんぼう」代表西村早栄子氏、
大山町「築き会」中村隆行氏、八頭町「風のマルシェ」渡辺萌生氏
 - ・ 趣旨に賛同いただいた企業 :
プリリアントアソシエイツ（株）
 - 4 当日来場者 約100名
 - 5 概 要
 - ・ 会長選任（会長：鳥取県商工会議所連合会 藤縄匡伸会長）
 - ・ 地方創生担当大臣からのメッセージ披露
 - ・ 事例発表（ととりに暮らしてみたいこと など）
 - ・ IJUターン促進に向けた各界代表者によるコメント
（ととりにしかない暮らしの魅力、IJUターンを促進するために各機関それぞれの資源を活かしてできること など）
 - ・ 行動宣言の承認
（内容）1 鳥取県の暮らしやすさを共有し、その魅力に磨きをかけ、発信すること
2 産学官金労言のどこからでもとっとり暮らしに誘える仕掛けづくりを進めること
3 若者の定着に必要な仕事づくりを推進するとともに、人材のマッチングを強化すること
4 「子育て王国」鳥取県ならではの子育て・教育環境の充実を図ること
5 移住者と地元の方が、若者や高齢者が共に活躍できる活力ある地域づくりを進めること
- 宣言を踏まえ、9月を首都圏における県民会議行動月間としてPRイベント等を開催することを確認した。



【首都圏における県民会議行動月間（9月）】

ア とっとり暮らしフェスタ in 東京（仮称）…9月6日（日）

県民会議での行動宣言を踏まえ、首都圏に住む移住希望者を対象に、とっとり暮らしの魅力をPRする。

○場 所：移住・交流情報ガーデン（東京駅八重洲口）

○内 容：県民会議メンバーによるトークセッション、

移住者の出演によるセミナー、移住相談コーナー など

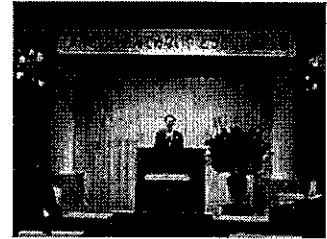
イ 平日ナイター相談会 in 東京（アンテナショップ）…9月10日（木）

ウ とっとり暮らしセミナー（ふるさと回帰支援センター）…9月26日（土）

【主なコメント】

○平井知事（あいさつ）

東京一極集中という実状を打ち破り、「ふるさと」にふさわしい鳥取でのライフスタイルを応援する姿を鳥取から起こしていかなければならない。お集まりの皆様のご支援とご協力により、鳥取で幸せな人生がたくさん生まれてほしい。



○石破地方創生担当大臣（ビデオメッセージ）

地方への人の流れを作っていくことは地方創生の中で最も重要な課題の一つ。受け入れる側の鳥取県でこのような県民会議ができることは大変ありがたいこと。

鳥取県の自然、動植物、景観、文化などの良さを、仕事づくり、移住定住促進に最大限に活かしていただきたい。

○藤縄会長

I J Uターンを進めるにも、働き口がない、給料が安いということでは来てもらえない。関係機関とも連携を深め、創業支援、空き店舗対策、経営支援相談の充実、6次産業化の検討などを図っていききたい。

給料は安いかもしれないが、支出も少なく、自然に恵まれ暮らしやすいといった鳥取の良さを発信していきたい。

○智頭町 森のようちえん「まるたんぼう」代表 西村早栄子氏

森のようちえん園児のお母さんたちが、子どもをもう一人欲しい、3人目が欲しいと言うようになってきた。

都会の若い人達が、地方に住んでもいいと思い始めている。鳥取県の自然のすばらしさを活かした教育環境を整備し、若い世代が“子育てするなら鳥取県”という県になったら素敵だと思っている。

○大山町「築き会」 中村隆行氏

素潜り漁という、好きなことに向き合えて生活できていることがとても幸せ。埼玉の満員電車の生活から、鳥取の豊かな暮らしを実感している。

「築き会」では旧医院の建物を活動の拠点「まぶや」として整備した。20名以上の個性的なメンバーといっしょに地域づくりに取り組む。移住者も増えてきている。

○（株）鳥取銀行代表取締役頭取（鳥取県経営者協会会長） 宮崎正彦氏

6月にふるさと鳥取県定住機構と業務連携・協力に関する協定を締結した。今後も、I J Uターン促進に向けて金融機関としてできる支援やサービスの充実に取り組みたい。

○鳥取県商工会議所連合会（倉吉商工会議所 副会頭） 吉田圭子氏

誰でもが働きやすい魅力的な職場づくり、地域の魅力の磨き上げを人材確保に活かすなど、積極的な取組を進めていきたい。

○鳥取県農業協同組合中央会専務理事 蔵増保則氏

関係機関とも連携し、就農受入れ体制、就農後の支援体制を整えて、新しい県外からの農業者が定住できるようJAグループとして努力して参りたい。

○学校法人藤田学院 鳥取看護大学教授 矢倉紀子氏

地域に貢献できる人材の育成、地域で働くことに喜びを感じる学生を育てるということを念頭に日々教育を行っている。地域を担える人材を育成していきたい。

○株式会社山陰放送 代表取締役社長 坂口吉平氏

まずは、地元の人に鳥取の良さを知ってもらうこと、そして県外にどう発信していくかということを考えていくことが私たちの立場だと思う。

○ブリリアントアソシエイツ株式会社 代表取締役 福島登美子氏

女性の視点を大事にし、鳥取にいながらグローバル人材を育て、若き人材を受け入れる準備を整えて参りたい。小さくても強い企業を目指して頑張る参りたい。

「輝く女性活躍加速化とっとり会議」及び発足1周年記念フォーラムの開催について

平成27年8月21日

男女共同参画推進課

女性の活躍に向けた取組を推進する官民組織「輝く女性活躍加速化とっとり会議」の発足1周年の機をとらえ、「輝く女性活躍加速化とっとり会議」の開催及び、企業経営者等を対象とした記念フォーラムを開催し、働く場における女性活躍を目指して、県内企業へのイクボスの普及や、働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進を図ります。

- 1 日時 平成27年9月3日(木) 13:15~16:00
- 2 場所 ホテルニューオータニ鳥取 鶴の間
- 3 主催 輝く女性活躍加速化とっとり会議、鳥取県
- 4 参加者 企業経営者、人事担当者、行政担当者等
- 5 内容

(1) 輝く女性活躍加速化とっとり会議 (13:15~13:45)

出席者 構成団体各代表

議題等 ①輝く女性活躍加速化とっとり会議のこれまで取組と今後の活動について

②とっとり女性活躍ネットワーク会議の活動について

(2) 輝く女性活躍加速化とっとり会議1周年記念フォーラム (14:00~16:00)

<目的>

企業経営者、行政関係者等を対象としたフォーラムを開催し、県内へのイクボスの取組普及、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性が働きやすい職場環境づくりに向け取組促進を図る。

<次第>

①開会挨拶 (14:00~14:10)

- ・藤縄 匡伸 輝く女性活躍加速化とっとり会議会長
- ・平井 伸治 鳥取県知事

②特別講演 (14:10~15:00)

テーマ「トップが変われば職場が変わる！経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス」

講師 新田 龍(にった りゅう)氏 株式会社ヴィベアータ代表取締役

厚生労働省「イクメンプロジェクト」推進委員

③トークセッション (15:00~16:00)

テーマ「誰もが働き続けられる職場づくりを目指して！」

スピーカー

- ・福嶋 登美子(ふくしま とみこ)氏 ブリリアントアソシエイツ株式会社代表取締役
- ・山下 香世(やました かよ)氏 株式会社アクシス取締役
- ・新田 龍(にった りゅう)氏 株式会社ヴィベアータ代表取締役
- ・小酒部さやか(おさかべ さやか)氏 NPO 法人マタハラ Net 代表

コーディネーター

- ・岩世 麗(いわせ れい)氏 鳥取短期大学ソーシャルラーニングコーディネーター